

教委 2 - 1

不利益処分の内容	指定の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第 6 条		
担 当 課	学校教育課	処分権者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>就学学校の指定の取消しは、規則第 6 条の規定により行うが、その具体的な判断は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>1 虚偽の事実に基づく申請により、規則第 5 条に規定する就学学校の変更の許可を得たことが判明した場合</p> <p>2 規則第 3 条に規定する住所地又は第 4 条に規定する新住所地が、虚偽の事実に基づくものであることが判明した場合</p>			

教委 2 - 2

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	学校教育課	処分権者	教育長
設 定 日	平成 24 年 2 月 20 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>総合教育センターの使用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 10 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 10 条第 4 号に該当する場合は、教育センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 3 年 4 月 1 日</p>			

教委 2 - 3

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	学校教育課	処分権者	教育長
設 定 日	平成 24 年 2 月 20 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>総合教育センターの行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当し、又はそのおそれがある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、総合教育センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 3 年 4 月 1 日</p>			

教委 2 - 4

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町子ども交流会館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	学校教育課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>会館における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</p>			